

- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町白岩字西 606
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西 606 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1089 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
TAC レンタルサービス 熊本市長嶺南三丁目 2 番 86 号	有限会社クオリティコント ロールセンター	平成 16 年 10 月 28 日

熊本県告示第 1090 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨山鹿市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の大字	変更前 の字	区	域	変更後 の大字	変更後 の字
平山	琵琶田	3580 の 3		平山	蓮池

公 告

熊本県公告第 842 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字栄字八窪 3791 番 7 の一部、同字若林 3791 番 48 及び同 3791 番 49 の一部
3,770.23 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北千反畑町 8 番 1 号
大建工業株式会社

熊本県公告第 844 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商 号 有限会社共伸不動産
代表者氏名 取締役 鈴木 清之
事務所所在地 熊本県本渡市志柿町 6635 番地 4
免許証番号 熊本県知事(3)第 3721 号
免許年月日 平成 14 年 9 月 22 日
- 2 処分年月日
平成 16 年 10 月 26 日
- 3 処分内容
業務の全部停止 2 週間
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 845 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋 4103 番 16、同 4129 番 1 及び同 4129 番 3
5,873.14 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県前原市大字大門 44 番地の 15
堤 行彦

熊本県公告第 846 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂 2186 番 1、同 2186 番 2 及び同 2186 番 3
2,790.89 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市硯川町 749 番地
株式会社村建

熊本県公告第 847 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(第 1 工区)
菊池郡泗水町大字田島字嶋田 211 番 1、同 211 番 3 及び同 206 番 2
(第 2 工区)
菊池郡泗水町大字田島字嶋田 204 番 1、同 205 番 1、同 205 番 2 の一部、里道の一部及び水路の一部
4,575.35 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡泗水町大字福本 383 番地
泗水町

熊本県公告第 848 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ山鹿パワフル館・WondrGoo 山鹿店
熊本県山鹿市大字方保田字堤の下 3148 番 28
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 設置する者
株式会社正一電気
鹿児島県鹿児島市東谷山三丁目32番26号 代表取締役 折田正一
- (2) 小売業を行う者
株式会社正一電気
鹿児島県鹿児島市東谷山三丁目32番26号 代表取締役 折田正一
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成17年5月16日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,317平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
160台
- (2) 駐輪場の収容台数
46台
- (3) 荷さばき施設の面積
105平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
261立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時(ケースデンキのみ午後9時)
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後4時まで
- 7 届出年月日
平成16年9月15日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室
平成16年11月5日から平成17年3月4日まで

熊本県公告第849号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケースデンキ人吉パワフル館
熊本県人吉市下林町字下川2101番
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 設置する者
株式会社正一電気
鹿児島県鹿児島市東谷山三丁目32番26号 代表取締役 折田正一
- (2) 小売業を行う者
株式会社正一電気
鹿児島県鹿児島市東谷山三丁目32番26号 代表取締役 折田正一
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成17年5月23日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,025平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
88台
- (2) 駐輪場の収容台数
16台
- (3) 荷さばき施設の面積
76平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
60立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時